１　目的

三郷市ふるさと納税「返礼品」の取り扱いについて

ふるさと納税制度の推進を通じ本市の知名度向上と地場産業の活性化に寄与することを目的として、本市への寄附者に対し贈呈するお礼の品の送付を行います。

２　返礼品取扱事業者の要件

下記の要件に全て適合していることが要件となります。

(1)市内に本社（店）、支社（店）、事業所、工場のいずれかがあること

(2)生産・製造・販売に関する法令などを遵守していること

(3)返礼品または類似商品等の発送実績を持つ、もしくは確実速やかに発送業務を行うことが見込まれること

(4)返礼品に関する苦情対応等が誠実・適切に行えること

(5)個人情報の適正な管理が行えること

(6)PCを所有しており、電子メールでの連絡が可能であること

　※さとふるの事業者登録、返礼品登録にてＰＣが必要になります。返礼品発送業務の際は、電子メールでのやりとりが必要になります。

(7) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員等でないこと

３　返礼品としての要件

（１）　次の条件を満たしている商品等となります

（ア）　三郷市の魅力を「感じていただけるもの」または「懐かしんでいただけるもの」であり、三郷市のＰＲや地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

（イ）　返礼品は、受注後（季節商材を除き）速やかに発送できるものとする。なお、飲食物については、集荷日+３日間以上の賞味期限が保証されるもの。

（ウ）　商品は、「単品」、「詰合せ」どちらでも可とする。

（エ）　品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。

（ただし、季節商材等、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱可とする。）

（オ）　商品情報の開示が可能であること。

　　　　（カ）　上記条件のほか、本市に関連する商品で市長が認めた場合はこの限りでは

ありません。

４　期間　令和５年４月１日～令和６年３月３１日　納税受付分まで

５　返礼品送付の手順

　　・発送作業及び商品に関しての責任は返礼品取扱事業者が負います

　　・商品代及び送料については市の負担とします

ふるさと納税

ポータルサイト

（さとふる・ふるさとチョイス）

①ふるさと納税

・商品選択

三郷市

（商工観光課・

市有財産管理課）

情報共有

ふるさと納税者

（寄附者）

④商品代請求

⑤支払い

⑥支払い

②発送依頼

**返礼品取扱業者**

現在、さとふるの一括プランを採用しているため、ふるさとチョイスの寄附分についてもさとふるとのやりとりになります。

③商品発送